

平成30年第4回（通算724回）中山町農業委員会会議録

平成30年4月25日午後4時、中山町役場大会議室において平成30年第4回（通算724回）中山町農業委員会総会を招集する。

○出席した委員

- | | | |
|---------|----------|---------|
| 1) 石沢伸悦 | 2) 高橋富貴子 | 3) 武田正吾 |
| 4) 鈴木一司 | 5) 今野宏 | 6) 庄司正 |
| 7) 横山昭義 | 8) 齋藤修 | 9) 秋葉俊博 |

●会議の事件は次のとおり

議第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第18号 平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

議第19号 平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

議第20号 平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

議第21号 平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

議第22号 平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

議 長 本日は9名が出席しており、定足数に達しておりますので、これより平成30年第4回通算724回中山町農業委員会総会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。

議 長 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、本会会議規則第13条第2項の規定により、議長において7番横山昭義委員、8番齋藤修委員を指名いたします。

議 長 議第17号農地法第3条の規定による許可申請について、審議に入ります。本件について、高橋富貴子農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

2番委員 4月17日、中山町役場103会議室において農地常任委員会

を開催し、事前審議を行いました。申請内容は、農地の賃借権設定の許可申請でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、許可することといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

須貝専門員 ●●●●及び●●●●他1件に係る賃借権設定の許可申請について説明した。

議長 議第17号農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

————全委員挙手————

議長 異議ないものと認め、議第17号農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり可決いたします。

議長 議第18号平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、高橋富貴子農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

2番委員 本案件は、利用集積の所有権移転に係る中山町長からの諮問でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、内容について、事務局から説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしく願います。

須貝専門員 ●●●●及び●●●●に係る所有権移転の計画について説明した。

議長 議第18号平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

————全委員挙手————

議長 異議ないものと認め、平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

議長 議第19号平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、高橋富貴子農

地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

2番委員 本案件は、利用集積計画の新規賃借権設定に係る中山町長からの諮問でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、内容について、事務局から説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

須貝専門員 ●●●●及び●●●●他3件に係る賃借権設定の計画について説明した。

議長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議長 これで質疑を終結いたします。

議長 議第19号平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議長 異議ないものと認め、平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

議長 議第20号に入る前に一言申し上げます。議第20号につきましては、1番石沢伸悦委員は農業委員会等に関する法律の議事参与の制限に該当し、この議事に参与することができませんので、一時退席を求めます。

————— 石沢伸悦委員退席 —————

議長 議第20号平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、高橋富貴子農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

2番委員 本案件も、利用集積計画の賃借権設定ですが、関与する農業委員が議事に参与できない案件でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、内容について、事務局から説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

須貝専門員 ●●●●及び●●●●に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第20号平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

————— 石沢伸悦委員着席 —————

議 長 議第21号に入る前に一言申し上げます。議第21号につきましては、6番庄司正委員は農業委員会等に関する法律の議事参与の制限に該当し、この議事に参与することができませんので、一時退席を求めます。

————— 庄司正委員退席 —————

議 長 議第21号平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、高橋富貴子農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

2番委員 本案件は、退席した農業委員が議事に参与できない案件でありまして、利用集積の賃借権設定に係る中山町長からの諮問でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、内容について、事務局から説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしく願います。

須貝専門員 ●●●●及び●●●●に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第21号平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

————— 庄司正委員着席 —————

議 長 議第22号平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、高橋富貴子農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

2番委員 本案件は、山形農協を転貸した利用集積の新規貸借権に係る中山町長からの諮問でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、内容について、事務局から説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしく願います。

須貝専門員 ●●●●及び山形農業協同組合及び●●●●に係る貸借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第22号平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

議 長

以上で本日の全会議の審議を終了しましたので、本会議を閉会します。

議決した事件は次のとおり

- 議第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議第 18 号 平成 30 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 19 号 平成 30 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 20 号 平成 30 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 21 号 平成 30 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 22 号 平成 30 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

平成 年 月 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員